

名古屋大学大学院医学系研究科とあいち小児保健医療総合センターとの 連携・協力の推進に関する基本協定書（案）

名古屋大学と愛知県は、相互の連携・協力の推進に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、名古屋大学大学院医学系研究科（以下「名大医」という。）とあいち小児保健医療総合センター（以下「あいち小児センター」という。）が、両者の研究能力及び人材を活かし、連携・協力を促進することによって、愛知県を始めとする地域及び我が国の学術並びに科学技術の発展と有為な人材の育成に資することを目的とする。

（努力義務）

第 2 条 名大医及びあいち小児センターは、前条の目的を達成するために連携・協力の推進について協議し、それらを積極的かつ誠実に実施するよう努める。

2 名大医及びあいち小児センターの連携・協力にあたっては、相互の特徴を活かし、その成果を社会に還元するよう努める。

（連携・協力事項）

第 3 条 名大医及びあいち小児センターは、次の事項について連携・協力を推進する。

- 一 共同臨床研究等の研究協力に関する事項
- 二 医師、研究者及び関連する職員の交流に関する事項
- 三 人材の育成に関する事項
- 四 研究施設・設備の相互利用に関する事項
- 五 研究資料の相互利用に関する事項
- 六 その他本協定の目的を達成するために必要な連携・協力に関する事項

2 名大医及びあいち小児センターは、前項各号の連携・協力を実施するため、本協定に基づく個別協定書等を締結することができる。

（連携協議会の設置）

第 4 条 名大医及びあいち小児センターは、連携・協力を推進するため「連携協議会」を設置し、前条第 1 項各号に定める連携・協力事項の具体的な実施について協議する。

2 連携協議会の構成及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

（有効期間）

第 5 条 本協定は、名古屋大学及び愛知県の代表者が署名した日に発効し、有効期間を 5 年間とする。ただし、有効期間満了日の 6 ヶ月前までに双方のいずれからも異議なき場合は、さらに 5 年間延長するものとし、以後についても同様とする。

（協定の解釈）

第 6 条 本協定の解釈に疑義を生じた場合又は本協定に定めのない事項が生じた場合の取扱いは、両者の協議によるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を 2 通作成し、各々 1 通を保管する。

平成 年 月 日
愛知県名古屋市千種区不老町

名古屋大学
総長 松尾 清一

平成 年 月 日
愛知県名古屋市中区三の丸
3丁目1番2号

愛知県
知事 大村 秀章